

重要

令和4年11月
青少年育成課

延長育成の実施について

芦屋市では、放課後児童クラブに入会する児童の保護者の就労形態の多様化等による育成時間延長需要に応え、保護者が帰宅するまでの間の児童の安全を確保し、児童の健全な育成を図ることを目的として、平日午後7時までの希望制の延長育成を実施しております。

放課後児童クラブ延長育成利用希望調査について（お願い）

延長育成を実施する学級の決定に際しては、保護者の勤務に付随する理由により午後5時（11月1日から12月31日の間は、午後4時30分）を超えて育成することが真に必要なであると認められる児童が5名以上いることを条件としています。このため、以下のとおり延長育成利用希望調査を行います。

◆実施期間：放課後児童クラブの新年度入会の受付期間

令和4年11月10日（木）～令和4年12月16日（金）

◆実施方法：入会申請時に「放課後児童クラブ入会申請書」表面の延長育成利用の有無で「あり」にチェックをし、裏面6番の延長育成お迎え名簿を記入して、青少年育成課又は各放課後児童クラブに提出

※年度途中から延長育成を希望する場合は、「延長育成利用申請書」の提出が必要です。ホームページからダウンロード若しくは青少年育成課又は放課後児童クラブで入手いただけます。

この集計結果により、延長育成を実施する学級を決定させていただきます。なお、希望調査による延長育成実施の結果は、延長育成を希望された保護者に通知いたします。

つきましては、令和5年4月1日から延長育成を希望される保護者の方は、必ず新年度入会の受付期間内に、入会申請書に必要事項をご記入ください。

延長育成利用の注意点

※延長育成の利用には、午後7時までに保護者等のお迎えが必要です。

※お迎えに来られる可能性のある方（高校生以上）を入会申請書で事前に申請いただき、申請されている方に限り、児童を引渡します。

ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。